

新旧対照表 (J:COM 電力 マンション一括コース契約約款_中部電力エリア)

J:COM 電力 マンション一括コース契約約款

変更後	変更前	変更
<p>第3章 料金の算定 第15条 (料金の支払義務)</p> <p>2.利用者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含みます) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、利用者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第3章 料金の算定 第15条 (料金の支払義務)</p> <p>2.利用者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合 (当社がお支払を確認できない場合も含みます。) には、別に定める料金表記載の延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。</p>	変更
<p>3.加入者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>3.前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務 (延滞手数料は除きます。) について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日からお支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。</p>	変更
<p>4.削除</p>	<p>4.当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。</p>	削除

料金表 手数料等

変更後		変更前		変更
延滞手数料	400 円 (税込 440 円)	延滞手数料	600 円 (税込 660 円)	変更